

奈良県告示第二百九十五号

奈良県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年三月奈良県規則第六十六号）第六条第二項の規定により、次のとおり奈良県収入証紙売りさばき場所の変更を承認した。

令和七年十月三十一日

奈良県知事 山下 真

売りさばき場所を 変更した指定売り さばき人の名称	変更前の売りさば き場所	変更後の売りさば き場所	変更年月日
一般社団法人奈良 県交通安全協会	御所市大字東松本 二八一―三	御所市一五七三― 四	令和七年十一月四 日